

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

現行

建築工事共通費積算基準

令和 5 年 6 月

鹿児島県土木部

建築工事共通費積算基準

令和 2 年 1 1 月

鹿児島県土木部

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）	現行
<p style="text-align: center;">建築工事共通費積算基準</p> <p>1 「建築工事積算基準」の5の建築工事共通費積算基準は、この基準の定めるところによる。</p> <p>2 共通費算定に関する数値の取り扱い</p> <p>(1) 率による算定 共通仮設費、離島調整費及び現場管理費を率により算定した金額は、一円未満切り捨てとする。</p> <p>(2) 積み上げによる算定 積み上げによる算定は9に準ずる。</p> <p>(3) 一般管理費等 ア 工事価格は、算出された金額の範囲内で千円単位となるように一般管理費等で調整する。 イ 設計変更及び随意契約をおこなう場合の工事において一般管理費等を算定するにあたり、控除する契約済みの工事の一般管理費等は、調整する前の金額を採用する。</p> <p>3 離島調整費の算定 工事場所が離島の場合における直接工事費は、工事施工地での調達単価が無い場合、本土での調達単価に、工事施工地までの運搬費用等を積み上げにより算定するほか、本土で調達する場合の直接工事費に対する比率（以下「離島調整費率」という。）により算定した補正值（以下「離島調整費」という。）を用いて算定することができる。</p> <p>(1) 離島調整費は、各々の工種の細目ごとの直接工事費のうち、次による離島調整対象となる細目の合計（以下「離島調整対象工事費」という。）に離島調整費率を乗じて算定する。</p> <p>離島調整対象</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>直接仮設工事、土工事、型枠工事、既製コンクリート工事、防水工事、石工事、タイル工事、木工事、屋根及びびとい工事、金属工事、左官工事、ガラス工事、塗装工事、内外装工事、仕上げユニット工事、とりこわし工事、電気設備工事、機械設備工事</p> </div> <p>※鉄骨材、杭材については、海上運搬費、陸上運搬費を別途計上すること。 （価格は、単価表による他、見積りによること。）</p> <p>(2) 上記(1)に関わらず、見積その他の方法により工事施工地での単価を採用した直接工事費の部分は、離島調整対象工事費に含まない。 また、工事施工地において、作業員等の確保が困難な場合で、作業員の連れ越し費や作業員宿舎に要する費用を計上する場合、その費用は共通仮設費の積み上げ事項とし、離島調整対象工事費に含まない。</p> <p>4 共通費の区分と内容 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">建築工事共通費積算基準</p> <p>1 「建築工事積算基準」の5の建築工事共通費積算基準は、この基準の定めるところによる。</p> <p>2 離島調整費の算定 工事場所が離島の場合における直接工事費は、工事施工地での調達単価が無い場合、本土での調達単価に、工事施工地までの運搬費用等を積み上げにより算定するほか、本土で調達する場合の直接工事費に対する比率（以下「離島調整費率」という。）により算定した補正值（以下「離島調整費」という。）を用いて算定することができる。</p> <p>(1) 離島調整費は、各々の工種の細目ごとの直接工事費のうち、次による離島調整対象となる細目の合計（以下「離島調整対象工事費」という。）に離島調整費率を乗じて算定する。</p> <p>離島調整対象</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>直接仮設工事、土工事、型枠工事、既製コンクリート工事、防水工事、石工事、タイル工事、木工事、屋根及びびとい工事、金属工事、左官工事、ガラス工事、塗装工事、内外装工事、仕上げユニット工事、とりこわし工事、電気設備工事、機械設備工事</p> </div> <p>※鉄骨材、杭材については、海上運搬費、陸上運搬費を別途計上すること。 （価格は、単価表による他、見積りによること。）</p> <p>(2) 上記（1）に関わらず、見積その他の方法により工事施工地での単価を採用した直接工事費の部分は、離島調整対象工事費に含まない。 また、工事施工地において、作業員等の確保が困難な場合で、作業員の連れ越し費や作業員宿舎に要する費用を計上する場合、共通仮設費の積み上げ事項とし、離島調整対象工事費に含まない。</p> <p>3 共通費の区分と内容 共通費は、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」に区分し、それぞれ表－1、表－2並びに表－3及び表－4の内容を一式として計上する。 ただし、共通費を算定する場合の直接工事費には、原則として本設のための電力、水道等の各種負担金は含まないものとする。</p>

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

現行

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有・使用料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、交通誘導・安全管理等の要員、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
情報システム費	情報共有、遠隔臨場、B I M、その他情報通信技術等のシステム・アプリケーションに要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・貸金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費	施工図・完成図等の作成に要する費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－１ 共通仮設費

項 目	内 容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、宿舎、作業員施設等に要する費用
工事施設費	仮囲い、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、安全管理・ 合同等 の要員、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う 発生 発生材処分等並びに除雪に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、揚重機械器具、雑機械器具）に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表－２ 現場管理費

項 目	内 容
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費用 ・募集及び解散に要する費用 ・慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・貸金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給料手当	現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与
施工図等作成費	施工図等を 外注した場合 の費用
退職金	現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・現場従業員、現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額 ・建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金
福利厚生費	現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、OA機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
その他	会議費、式典費、工事実績の登録等に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

現行

表－3 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約補償費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－4 付加利益等

法人税、都道府県民税、市町村民税等（表3の租税公課に含むものを除く）
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

5 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、処分費を含まないものとする。
- (2) 共通仮設費率は、建築工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－1及び別表－2、電気設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－3及び別表－4、機械設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－5及び別表－6、昇降機設備工事については別表－7とし、当該共通仮設費率に含まれる内容は、建築工事の場合は表－5、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の場合は表－6とする。ただし、設計図書に基づく以下の費用は含まれない。
- ・現場環境改善費
 - ・工事場所以外の屋外整理清掃費
 - ・新たな施策等の試行による特別な費用
- なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

表－3 一般管理費

項 目	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する報酬及び役員賞与及び役員賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約補償費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

表－4 付加利益

法人税、都道府県民税、市町村民税等
株主配当金
役員賞与（損金算入分を除く）
内部留保金
支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

4 共通仮設費の算定

- (1) 共通仮設費は、表－1の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率（以下「共通仮設費率」という。）により算定する。
ただし、共通仮設費率を算定する場合の直接工事費には、発生材処分費を含まないものとする。
- (2) 共通仮設費率は、建築工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－1及び別表2、電気設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－3及び別表－4、機械設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表－5及び別表－6、昇降機設備工事については別表－7とし、当該共通仮設費率に含まれる内容は、建築工事の場合は表－5、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の場合は表－6とする。
- なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理（新営の場合）、 道路占用・使用料 、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用。 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち軽微な試験費、その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用。台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち一般的なものの費用。
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等ただし、本受電後の電力基本料金を除く
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

- (3) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。
- (4) 監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率の補正を行う。

- (5) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (6) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。
この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の共通仮設費を求め、当初発注工事の共通仮設費を控除した額とする。

現行

表－５ 建築工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	敷地整理（新営の場合）、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所（敷地内）、現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	測り取りの圧縮試験費、鉄筋の圧接試験費 その他上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

表－６ 電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事の共通仮設費率に含む内容

項目	内容
準備費	その他の準備に要する費用
仮設建物費	現場事務所（敷地内）、倉庫、下小屋、作業員施設等に要する費用。 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
工事施設費	場内通信設備等の工事用施設に要する費用。 ただし、設計図書によるイメージアップ費用を除く。
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等ただし、本受電後の電力基本料金を除く
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等に要する費用
機械器具費	測量機器及び雑機械器具に要する費用
その他	上記のいずれの項目にも属さないもののうち軽微なものの費用

- (3) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、共通仮設費率の補正を行う。
- (4) 監理事務所（監督職員事務所）を設けない場合は、共通仮設費率の補正を行う。

~~(5) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、通常の建築物本体工事（以下「一般工事」という。）に、表－７に示す通常の建築物本体工事に含まれない工事等（以下「その他工事」という。）を含ませて発注する場合、別途共通仮設費を算定する。~~

表－７ その他工事

特殊な室内装備品（家具、書架及び実験台の類）工事
造園工事
舗装工事
取壊し工事
電波障害防除設備工事
さく井設備工事

- (6) その他工事を単独で発注する場合、及び電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途共通仮設費を算定する。
- (7) 設計変更における共通仮設費については、共通仮設費を積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。
この場合の共通仮設費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の共通仮設費を求め、当初予定価格内訳書の共通仮設費を控除した額とする。

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

現行

6 現場管理費の算定

- (1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。
ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、処分費を含まないものとする。
- (2) 現場管理費率は、建築工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表-8及び別表-9電気設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表-10及び別表-11、機械設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表-12及び別表-13、昇降機設備工事については別表-14とし、設計図書の特記事項以外は表-2の内容すべてが当該現場管理費率に含まれるものとする。
なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。
- (4) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途現場管理費を算定する。
- (5) 設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

7 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は、表-3の内容及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- (2) 一般管理費等率は、建築工事については別表-15、電気設備工事については別表-16、機械設備工事及び昇降機設備工事については別表-17とする。
- (3) 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者に単独発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。
- (5) 設計変更における一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めた場合の一般管理費等を求め、当初発注工事の一般管理費等を控除した額とする。
ただし、設計変更については契約補償費にかかる補正を行わない。

5 現場管理費の算定

- (1) 現場管理費は、表-2の内容について、費用を積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率（以下「現場管理費率」という。）により算定する。
ただし、現場管理費率を算定する場合の純工事費には、~~養生材~~処分費を含まないものとする。
- (2) 現場管理費率は、建築工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表-8及び別表-9電気設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表-10及び別表-11、機械設備工事の新営工事及び改修工事についてはそれぞれ別表-12及び別表-13、昇降機設備工事については別表-14とし、設計図書の特記事項以外は表-2の内容すべてが当該現場管理費率に含まれるものとする。
なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、別途積み上げにより算定して加算する。
- (3) 建築工事の発注において、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の主体構造物に係わる鉄骨工事については、現場管理費率の補正を行う。

~~（4）建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、一般工事にその他工事を含ませて発注する場合、別途現場管理費を算定する。~~

（5）その他工事を単独で発注する場合、及び電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途現場管理費を算定する。

（6）設計変更における現場管理費については、現場管理費を積み上げにより算定した場合は、設計変更においても積み上げにより算定し、比率により算定した場合は、設計変更においても比率により算定する。
この場合の現場管理費は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の現場管理費を求め、当初発注工事の現場管理費を控除した額とする。

~~（7）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事において、大札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フールハーネス型）の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に補正を行う。~~

6 一般管理費等の算定

- (1) 一般管理費等は、表-3の内容及び表-4の内容について、工事原価に対する比率により算定する。なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。
- (2) 一般管理費等率は、建築工事については別表-15、電気設備工事については別表-16、機械設備工事及び昇降機設備工事については別表-17とする。
- (3) その他工事を単独で発注する場合、電気設備工事及び機械設備工事の発注において、労務費の比率が著しく少ない工事を発注する場合は、別途一般管理費等を算定する。
- (4) 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。
- (5) 設計変更における一般管理費等は、設計変更の内容を当初発注工事内に含めたとした場合の一般管理費等を求め、当初予定価格内訳書の一般管理費等を控除した額とする。
ただし、設計変更については契約補償費にかかる補正を行わない。

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

現行

別表－１ 共通仮設費率（新築建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (3.346 - 0.282 \times \log_e P + 0.625 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（％） (注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数$e^{()}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">10,000（千円） ≤ P ≤ 5,000,000（千円）</p> <p>(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－２ 共通仮設費率（改修建築工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (3.962 - 0.315 \times \log_e P + 0.531 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（％） (注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数$e^{()}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">3,000（千円） ≤ P ≤ 1,000,000（千円）</p> <p>(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－３ 共通仮設費率（新築電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (3.086 - 0.283 \times \log_e P + 0.673 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（％） (注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
<p>(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。</p> <p>(注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数$e^{()}$を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。</p> <p>(注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">10,000（千円） ≤ P ≤ 1,000,000（千円）</p> <p>(注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	

別表－１ 共通仮設費率（新築建築工事）

直接工事費		1千万円以下	1千万円を超える
	上限	4.33%	$5.78 \times P^{-0.0313}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
共通仮設費率	下限	3.25%	$4.34 \times P^{-0.0313}$
算定式			
$Kr = 7.56 \times P^{-0.1105} \times T^{0.2389}$			
ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。			
注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－２ 共通仮設費率（改修建築工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	6.07%	$11.74 \times P^{-0.0774}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
共通仮設費率	下限	3.59%	$6.94 \times P^{-0.0774}$
算定式			
$Kr = 18.03 \times P^{-0.2027} \times T^{0.4017}$			
ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。			
注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－３ 共通仮設費率（新築電気設備工事）

直接工事費		5百万円以下	5百万円を超える
	上限	7.19%	$16.73 \times P^{-0.0992}$
		共通仮設費率算定式により算定された率	
共通仮設費率	下限	3.90%	$9.08 \times P^{-0.0992}$
算定式			
$Kr = 22.89 \times P^{-0.2462} \times T^{0.4100}$			
ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。			
注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

「建築物工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

別表－４ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (1.751 - 0.119 \times \log_e P + 0.393 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（%） (注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (2.173 - 0.178 \times \log_e P + 0.481 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（%） (注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $10,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp} (2.478 - 0.173 \times \log_e P + 0.383 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Kr：共通仮設費率（%） (注4) P：直接工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp} ()$ は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $3,000 \text{ (千円)} \leq P \leq 1,000,000 \text{ (千円)}$ (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現行

別表－４ 共通仮設費率（改修電気設備工事）

直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える
上限	5.21%	$8.47 \times P^{-0.0608}$
共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	1.91%
$3.10 \times P^{-0.0608}$		
算定式		
$Kr = 10.15 \times P^{-0.2462} \times T^{0.6929}$		
ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月）		
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表－５ 共通仮設費率（新営機械設備工事）

直接工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	5.51%	$12.40 \times P^{-0.0952}$
共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	4.86%
$10.94 \times P^{-0.0952}$		
算定式		
$Kr = 12.15 \times P^{-0.1186} \times T^{0.0882}$		
ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）		
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表－６ 共通仮設費率（改修機械設備工事）

直接工事費	3百万円以下	3百万円を超える
上限	4.96%	$7.02 \times P^{-0.0433}$
共通仮設費率算定式により算定された率		
共通仮設費率	下限	1.73%
$2.44 \times P^{-0.0433}$		
算定式		
$Kr = 12.21 \times P^{-0.2596} \times T^{0.6874}$		
ただし、Kr：共通仮設費率（%） P：直接工事費（千円）とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期（か月）		
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

別表－7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

共通仮設費率 (注1)	$Kr = \text{Exp}(4.577 - 0.323 \times \log_e P)$ (注2・3) Kr：共通仮設費率（％）(注4) P：直接工事費（千円）
(注1) 本表の共通仮設費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Pが以下の範囲を外れる場合は、共通仮設費を別途定めることができる。 $5,000$ （千円） $\leq P \leq 500,000$ （千円） (注4) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－8 現場管理費率（新築建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(5.899 - 0.447 \times \log_e Np + 0.831 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo：現場管理費率（％）(注4) Np：純工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ （千円） $\leq Np \leq 5,000,000$ （千円） (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－9 現場管理費率（改修建築工事）

現場管理費率 (注1)	$Jo = \text{Exp}(7.079 - 0.538 \times \log_e Np + 0.773 \times \log_e T)$ (注2・3) Jo：現場管理費率（％）(注4) Np：純工事費（千円） T：工期（か月）
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) $\text{Exp}(\)$ は、指数関数 $e^{(\)}$ を表す。eは、ネイピア数（自然対数の底）を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ （千円） $\leq Np \leq 1,000,000$ （千円） (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現行

別表－7 共通仮設費率（昇降機設備工事）

直接工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
共通仮設費率	3.08%	共通仮設費率算定式により算定された率	2.07%
算定式 $Kr = 7.89 \times P^{-0.1021}$ ただし、Kr：共通仮設費率（％） P：直接工事費（千円）			
注1. 本表の共通仮設費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－8 現場管理費率（新築建築工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超える
上限	20.13%	$75.97 \times Np^{-0.1442}$
現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	10.01%
下限		$37.76 \times Np^{-0.1442}$
算定式 $Jo = 151.08 \times Np^{-0.3396} \times T^{0.5860}$ ただし、Jo：現場管理費率（％） Np：純工事費（千円）とし、1千万円以下の場合は、1千万円として扱う T：工期（か月）		
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表－9 現場管理費率（改修建築工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	26.86%	$184.58 \times Np^{-0.2263}$
現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	12.70%
下限		$87.29 \times Np^{-0.2263}$
算定式 $Jo = 356.20 \times Np^{-0.4085} \times T^{0.6766}$ ただし、Jo：現場管理費率（％） Np：純工事費（千円）とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う T：工期（か月）		
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

別表－1 0 現場管理費率（新営電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp} (5.961 - 0.387 \times \log_e N_p + 0.629 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp () は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－1 1 現場管理費率（改修電気設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp} (6.038 - 0.431 \times \log_e N_p + 0.736 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp () は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $3,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－1 2 現場管理費率（新営機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp} (4.723 - 0.252 \times \log_e N_p + 0.428 \times \log_e T)$ (注2・3)
	Jo : 現場管理費率 (%) (注4) Np : 純工事費 (千円) T : 工期 (か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp () は、指数関数 $e^{()}$ を表す。eは、ネイピア数 (自然対数の底) を表す。 (注3) Npが以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 $10,000$ (千円) $\leq N_p \leq 1,000,000$ (千円) (注4) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

現行

別表－1 0 現場管理費率（新営電気設備工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	38.60%	$263.03 \times N_p^{-0.2253}$
現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	22.91%
算定式		
$J_o = 351.48 \times N_p^{-0.3528} \times T^{0.3524}$		
ただし、Jo : 現場管理費率 (%)		
Np : 純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		
T : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。		
注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表－1 1 現場管理費率（改修電気設備工事）

純工事費	3百万円以下	3百万円を超える
上限	50.37%	$530.68 \times N_p^{-0.2911}$
現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.67%
算定式		
$J_o = 658.42 \times N_p^{-0.4896} \times T^{0.7247}$		
ただし、Jo : 現場管理費率 (%)		
Np : 純工事費 (千円) とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う		
T : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。		
注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

別表－1 2 現場管理費率（新営機械設備工事）

純工事費	5百万円以下	5百万円を超える
上限	31.23%	$165.22 \times N_p^{-0.1906}$
現場管理費率算定式により算定された率		
現場管理費率	下限	17.14%
算定式		
$J_o = 152.72 \times N_p^{-0.3085} \times T^{0.4222}$		
ただし、Jo : 現場管理費率 (%)		
Np : 純工事費 (千円) とし、5百万円以下の場合は、5百万円として扱う		
T : 工期 (か月)		
注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。		
注2. Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。		

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

別表－13 現場管理費率（改修機械設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(6.221 - 0.461 \times \log_e N_p + 0.800 \times \log_e T)$ (注2・3)
	J _o ：現場管理費率(%) (注4) N _p ：純工事費(千円) T：工期(か月)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数e ^() を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) N _p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 3,000(千円) ≤ N _p ≤ 1,000,000(千円) (注4) J _o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－14 現場管理費率（昇降機設備工事）

現場管理費率 (注1)	$J_o = \text{Exp}(7.438 - 0.448 \times \log_e N_p)$ (注2・3)
	J _o ：現場管理費率(%) (注4) N _p ：純工事費(千円)
(注1) 本表の現場管理費率は、施工場所が一般的な市街地の比率である。 (注2) Exp()は、指数関数e ^() を表す。eは、ネイピア数(自然対数の底)を表す。 (注3) N _p が以下の範囲を外れる場合は、現場管理費を別途定めることができる。 5,000(千円) ≤ N _p ≤ 500,000(千円) (注4) J _o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	

別表－15 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G _p ：一般管理費等率(%) C _p ：工事原価(千円) 注1. G _p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－16 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、G _p ：一般管理費等率(%) C _p ：工事原価(千円) 注1. G _p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

現行

別表－13 現場管理費率（改修機械設備工事）

純工事費		3百万円以下	3百万円を超える
	上限	42.07%	$467.95 \times N_p^{-0.3009}$
現場管理費率算定式により算定された率			
現場管理費率	下限	15.25%	$169.65 \times N_p^{-0.3009}$
算定式 $J_o = 825.85 \times N_p^{-0.5122} \times T^{0.6648}$ ただし、J _o ：現場管理費率(%) N _p ：純工事費(千円)とし、3百万円以下の場合は、3百万円として扱う T：工期(か月) 注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J _o の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－14 現場管理費率（昇降機設備工事）

純工事費	1千万円以下	1千万円を超え5億円以下	5億円を超える
現場管理費率	3.98%	現場管理費率算定式により算定された率	2.26%
算定式 $J_o = 15.10 \times N_p^{-0.1449}$ ただし、J _o ：現場管理費率(%) N _p ：純工事費(千円) 注1. 本表の現場管理費率は、一般的な市街地が施工場所の場合の比率である。 注2. J _o の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－15 一般管理費等率（建築工事）

工事原価	5百万円以下	5百万円を超え30億円以下	30億円を超える
一般管理費等率	17.24%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.43%
算定式 $G_p = 28.978 - 3.173 \times \log(C_p)$ ただし、G _p ：一般管理費等率(%) C _p ：工事原価(千円) 注1. G _p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

別表－16 一般管理費等率（電気設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	17.49%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.06%
算定式 $G_p = 29.102 - 3.340 \times \log(C_p)$ ただし、G _p ：一般管理費等率(%) C _p ：工事原価(千円) 注1. G _p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式			
$G_p = 27.283 - 3.049 \times \log_{10}(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

8 単位及び端数処理

工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次により処理する。

- (1) 長さ、面積、体積及び重量の単位はそれぞれm、㎡、㎥及びtを標準とする。
- (2) 計測の単位はmとし、原則として小数点以下3位を4捨5入する。長さ、面積、体積の計算過程においても、原則として小数点以下3位を4捨5入とする。
- (3) 設計内訳書上の細目に係る数量は原則として小数点以下2位を4捨5入する。ただし、100以上の数値については4捨5入して整数とする。
- (4) 離島調整費、共通仮設費及び離島調整費を率により算定した金額は、1円未満切り捨てとする。
- (5) 一般管理費等は、算出された金額の範囲内で、工事価格が千円単位となるように調整する。
- (6) 共通費の積み上げによる算定は9に準ずる。

9 単価、価格等

予定価格のもととなる工事費を算出する過程における数値の取り扱いは以下のとおりとする。また、端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

- (1) 物価資料に基づく材料単価、市場単価等
 - ア 平均値を採用する場合の端数処理は1円単位とし、1円未満の場合は小数点以下第2位とする。
 - イ アの端数処理を行った結果が、物価資料の掲載価格の有効桁の最終の桁の位と異なる場合の端数処理は、有効桁の最終の桁の位が最も小さい桁の位とする。
 - ウ 1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格とし、端数処理は行わない。
 - エ アの処理をする前の物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。
- (2) 標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価
 - ア 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。
 - イ 単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。
 - ウ 単価算定に用いる数量に小数点以下第6位以降がある場合は、小数点以下第5位とする。
- (3) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等

採用する価格の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は10円単位とし、百円未満の場合は1円単位とし、1円未満の場合は小数点以下第2位とする。
- (4) 細目別内訳書及び別紙明細書における単価及び金額

現行

別表－17 一般管理費等率（機械設備工事、昇降機設備工事）

工事原価	3百万円以下	3百万円を超え20億円以下	20億円を超える
一般管理費等率	16.68%	一般管理費等率算定式により算定された率	8.07%
算定式			
$G_p = 27.283 - 3.049 \times \log(C_p)$ ただし、 G_p ：一般管理費等率（%） C_p ：工事原価（千円） 注1. G_p の値は、小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。			

7 単位及び端数処理

工事費積算に係る数量及び金額の端数は、次により処理する。

- (1) 長さ、面積、体積及び重量の単位はそれぞれm、㎡、㎥及びtを標準とする。
- (2) 計測の単位はmとし、原則として小数点以下3位を4捨5入する。長さ、面積、体積の計算過程においても、原則として小数点以下3位を4捨5入とする。
- (3) 設計内訳書上の細目に係る数量は原則として小数点以下2位を4捨5入する。ただし、100以上の数値については4捨5入して整数とする。
- (4) 設計内訳書上金額

単 価	10,000円以上	100円未満切り捨て	} 単価表に計上のもものを除く
	10,000円以下	10円 //	
細 目	(数量×単価)	1円 //	
工 事 価 格	(工事原価 + 一般管理費等)		1,000円止め
工 事 費	(工事価格 + 消費税相当額)		

但し、共通仮設費・離島調整費・現場管理費は1円未満切り捨て、一般管理費等は、1,000円未満で調整。消費税相当額は1円未満切り捨て。

付則

1. 本基準は、令和2年11月1日から適用する。

「建築工事共通費積算基準（鹿児島県）」の改定（案）

改定（案）

現行

- ア 細目別内訳書及び別紙明細書に計上する単価の端数処理については有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。
- イ 細目別内訳書に計上する金額は、円単位とし端数がでないよう数量又は単価を調整する。
- ウ 別紙明細にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

付則

- 1 本基準は、令和5年6月1日から適用する。